

繊維産業における 自主行動計画フォローアップ調査について

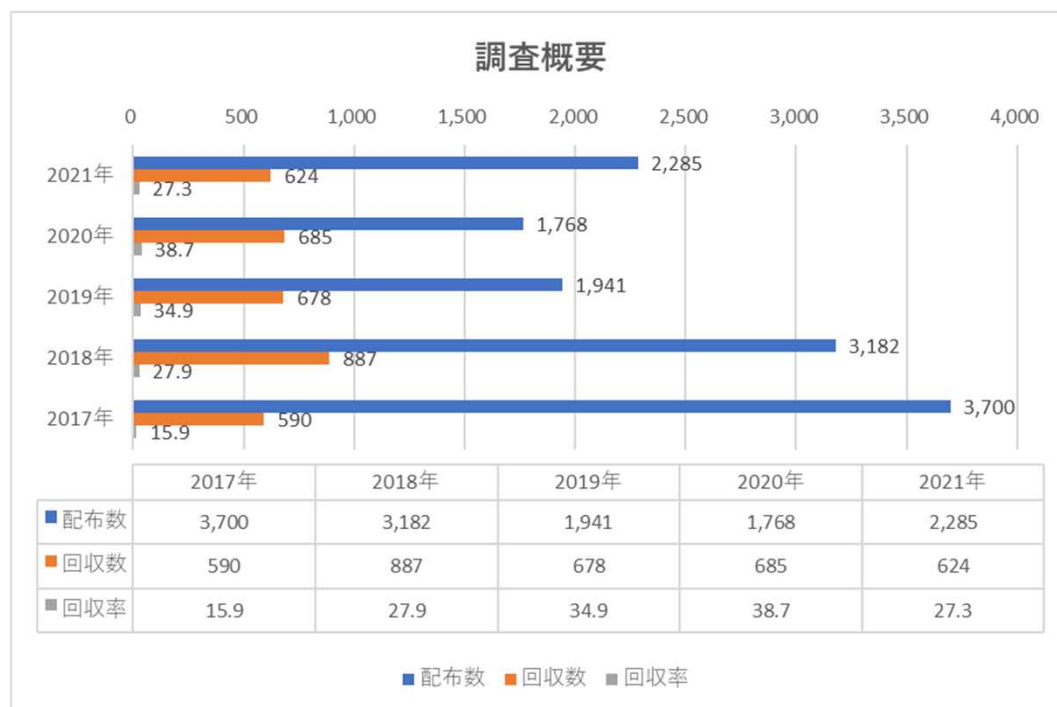
令和4年3月3日

日本繊維産業連盟

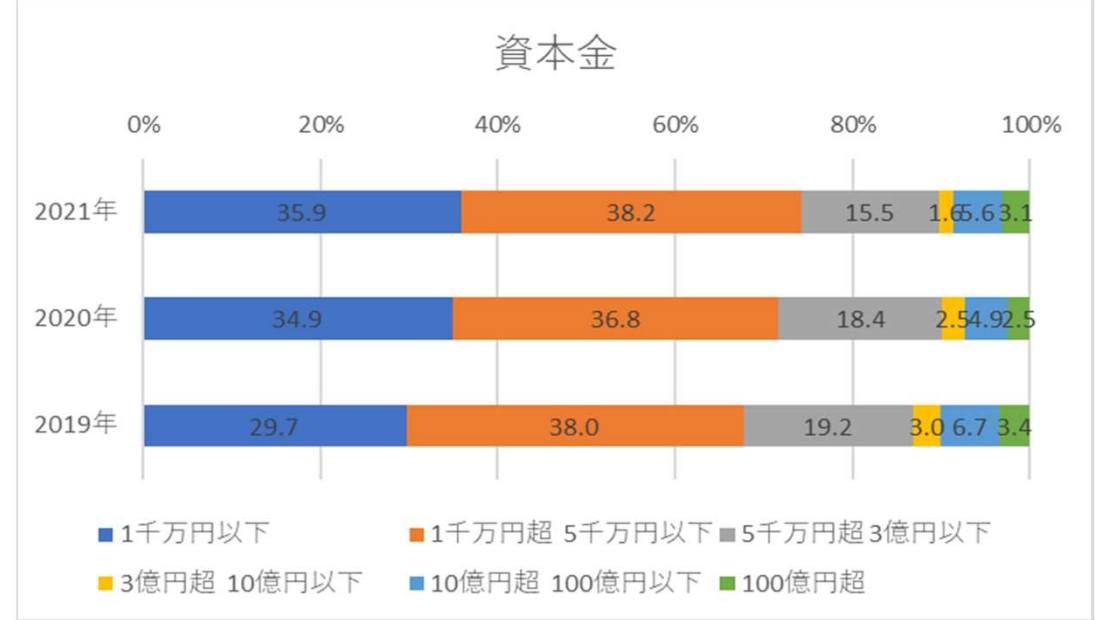
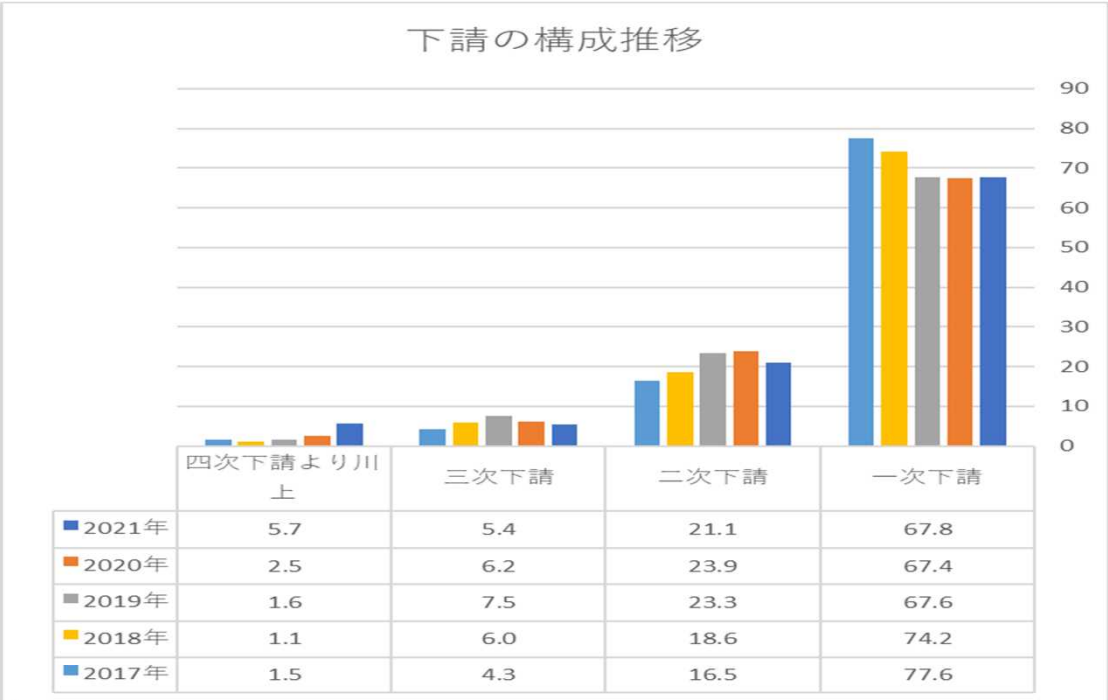
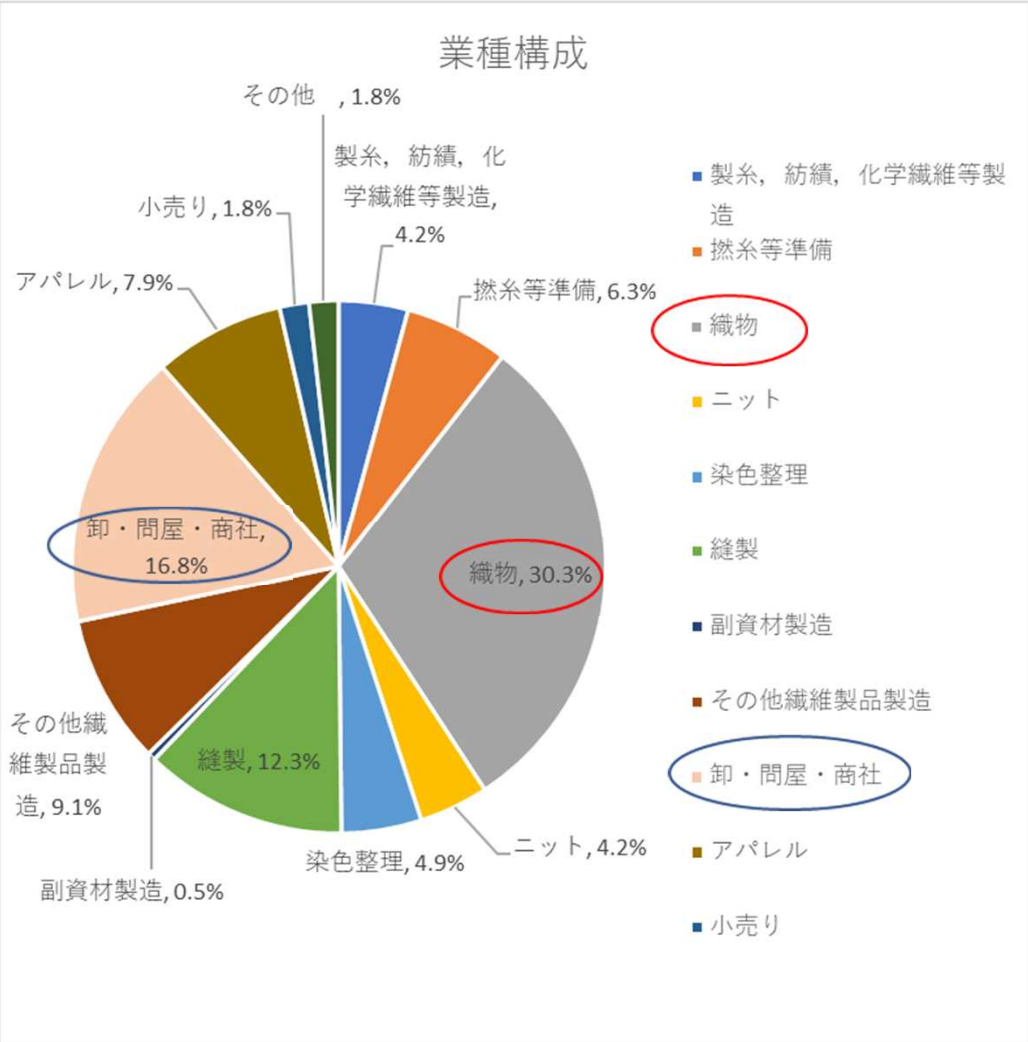
繊維産業流通構造改革推進協議会

1. 令和3年度フォローアップ調査（概要）

- ・ 調査期間：令和3年10月22日～11月9日
- ・ 調査企業：日本繊維産業連盟加盟団体の会員企業
2285社を対象
- ・ 回答企業：624社（前年度685社）
- ・ 回答率： 27.3%（前年度38.7%）
回収率低下の理由
 - ・ 調査期間が十分に取れなかったため
 - ・ 会員増加による配布数増加のため



1. 令和3年度フォローアップ調査（属性）



2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ✓ 「『歩引き』取引の廃止について取引先との協議について」は「実施済み」の割合が増加し、発注側で8割弱、受注側で5割強になった。
- ✓ 発注側・受注側とも「契約書の書面化」はやや進み、発注側で7割、受注側で6割弱となった。
- ✓ 「単価の決定・改定」にあたり発注側・受注側とも「反映できている」比率は昨年度に比べて低下。平均で発注側7割弱、受注側3割強で乖離が大きい。
- ✓ 「全て現金払い」は発注側では6割、受注側では4割で微増した。
- ✓ 「手形のサイト」は発注側・受注側とも「90日以内」が6割を超えるが、受注側で「60日以内」は2割弱しかなく、増やしていくことが今後の課題。
- ✓ 「約束手形の利用廃止」は発注側では「すでに廃止している」4割強、「5年以内に廃止」は2割弱で、「時期は未定」/「廃止の予定はない」が4割強あり、今後の促進が必要。
- ✓ 「働き方改革」の影響は「特に影響はない」が発注側では7割、受注側では5割。受注側において「急な対応の依頼が増加」「短納期での発注の増加の割合が増加した。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

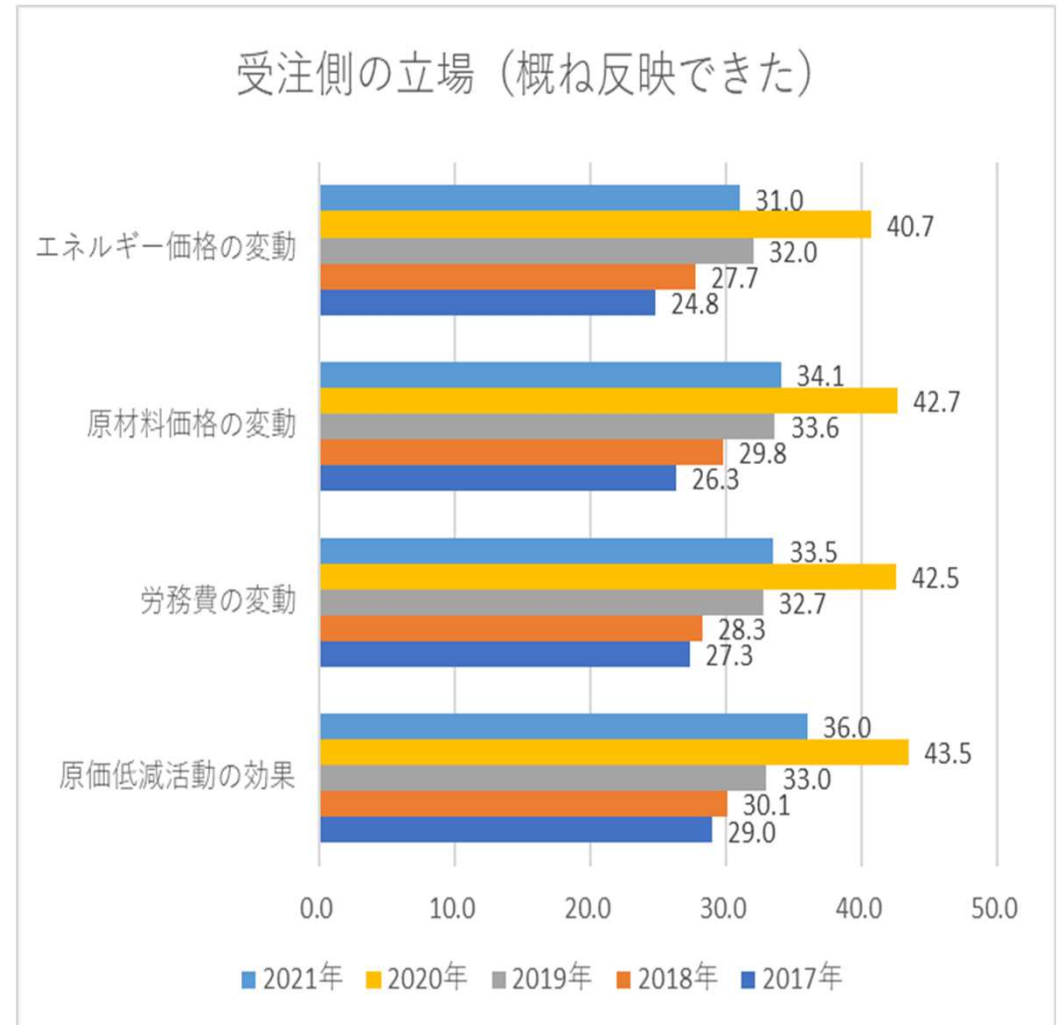
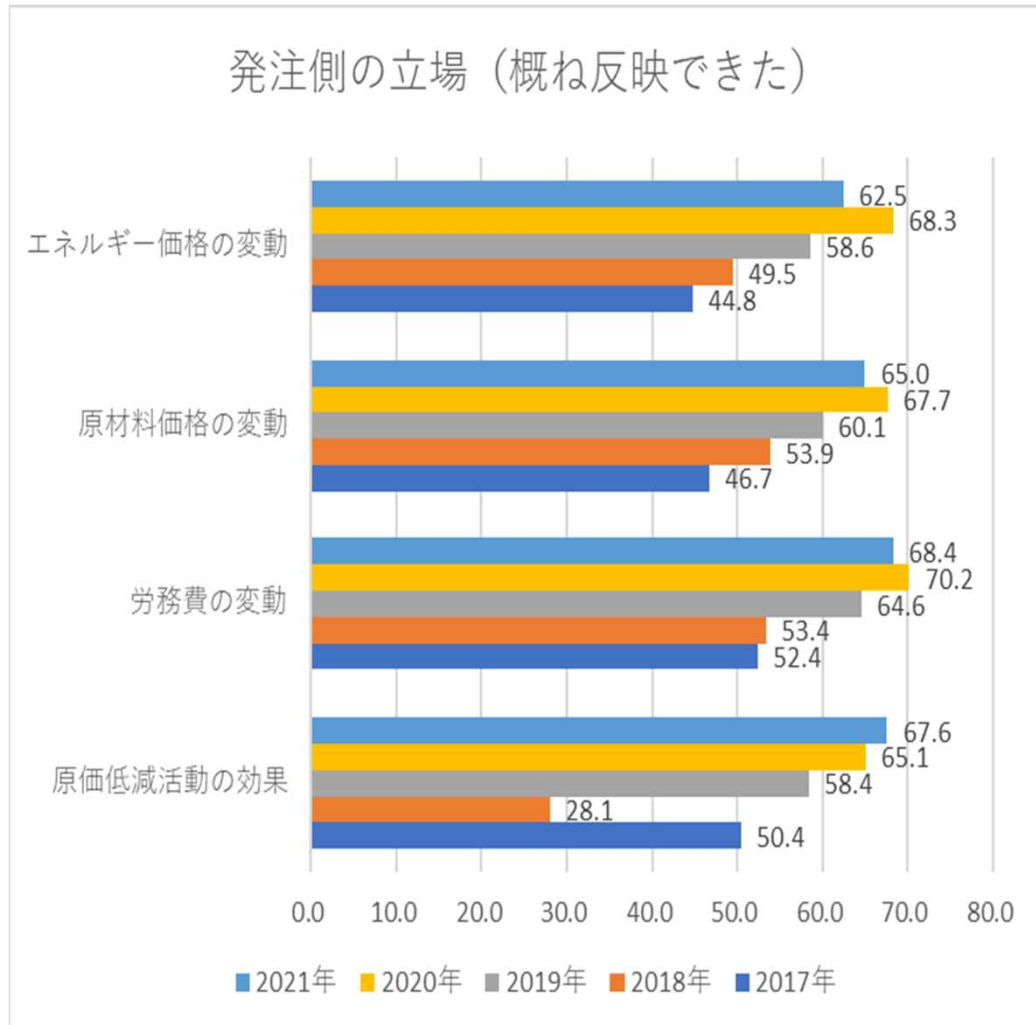
【分析結果・今後の課題】

- ・概ね反映できたと回答した割合は、発注側と受注側で、乖離が大きい(3割)
- ・発注側、受注側ともに反映できている平均の比率は昨年度に比べてやや低下した。特に受注側での低下が大きい。
(発注側) 2020年67.8% → 2021年65.8%
(受注側) 2020年42.3% → 2021年33.8%
- ・発注側で「原価低減活動の効果」を反映できた割合が僅かだが上昇した。
- ・発注側で反映できなかった理由は「受注者から要請されなかった」が6割、受注側で反映できなかった理由では「発注者と協議したが、転嫁が行えなかった」がどの項目も5割以上を占める。
- ・取引適正化に関する取組のうち、改善が進まなかった理由として新型コロナウイルスの影響を大きく受けた項目として、「取引価格の決定・改定」が昨年より発注側・受注側とも9%弱増えている。(設問49)
- ・新型コロナウイルスの影響もあり依然として転嫁が行えていないという課題がある。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

設問28. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目について。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・取引ガイドラインの普及と自主行動計画の周知徹底を図るために各団体と協力して説明会を実施し、次年度フォローアップ調査では数値が改善されるよう努める。
- ・各団体の中で会員企業との意見交換会を実施し、課題を共有し、合理的な価格決定が行えるよう努める。

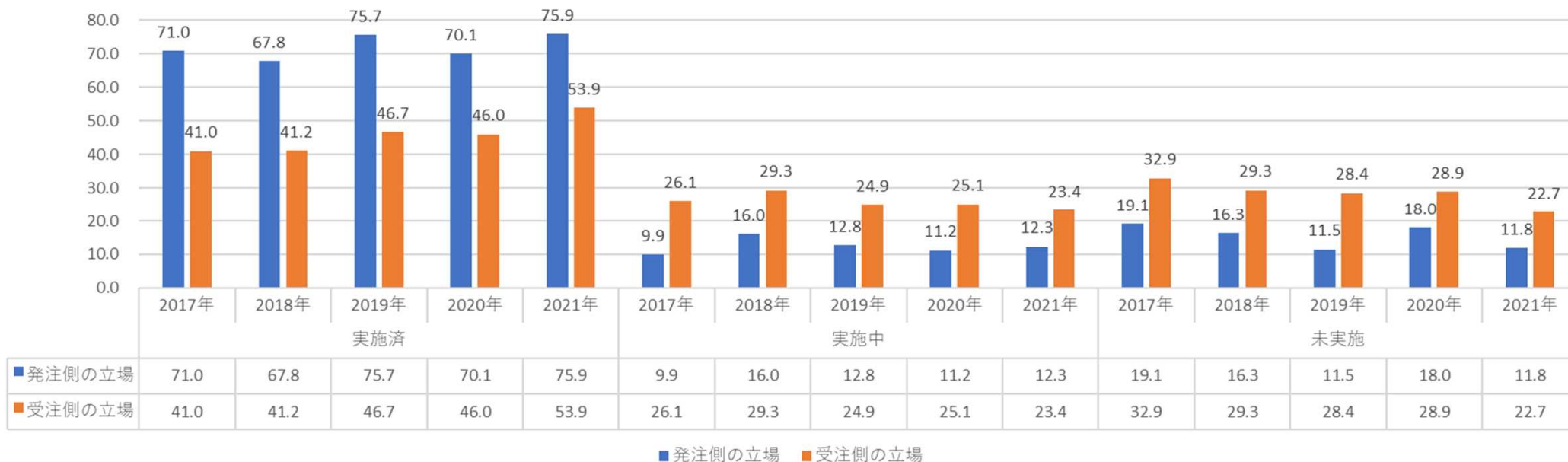
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②「歩引き」の廃止

【分析結果・今後の課題】

- ・発注側・受注側とも「実施済み」の割合が増加。
- ・発注者側での主な「未実施」の理由としては、「取引先から『歩引き』されているため、『歩引き』をせざるを得ない」などの取引先の要請方法の改善が進んでいない」ことによる。その割合は引き続き5割以上の高率で推移している。

「歩引き」取引の廃止についての、取引先との協議

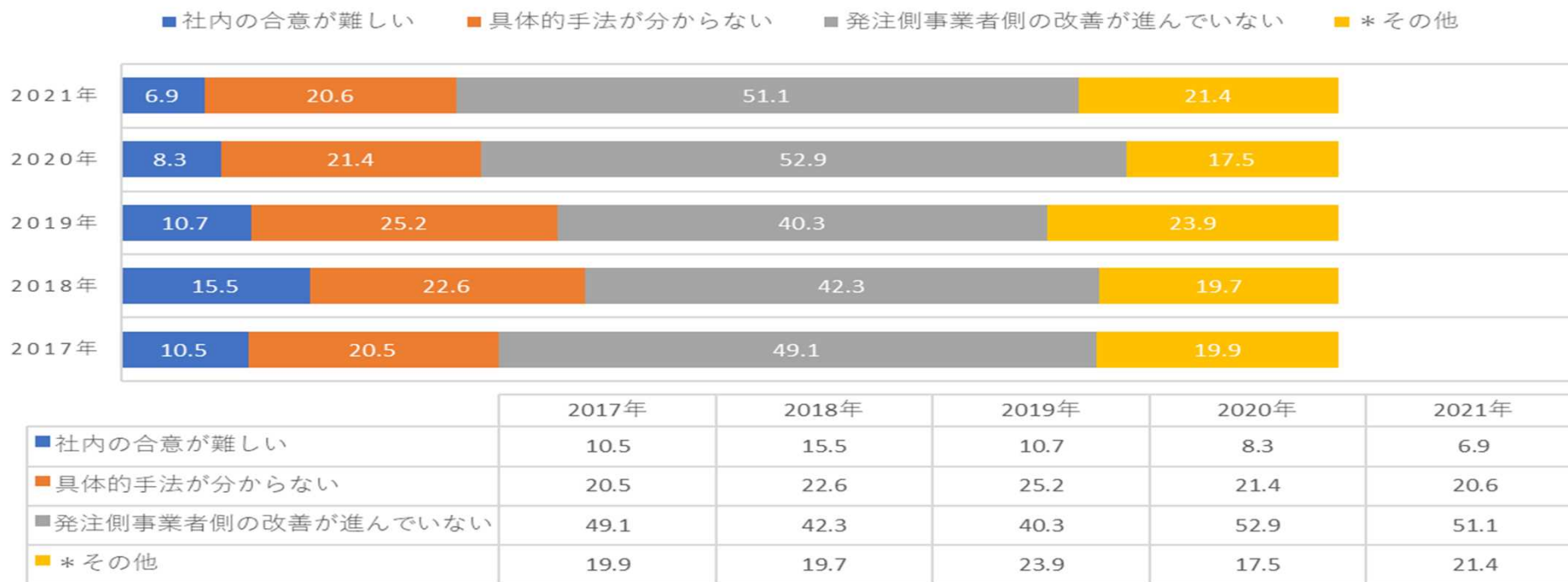


3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②「歩引き」の廃止

設問10. 発注側の立場で「歩引き」廃止が実施中・未実施の理由

「歩引き」廃止が実施中・未実施の主な理由



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・各団体に対して、会員企業が「歩引き」取引の廃止を行っていただくよう要請する。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③支払い条件の改善

【分析結果・今後の課題】

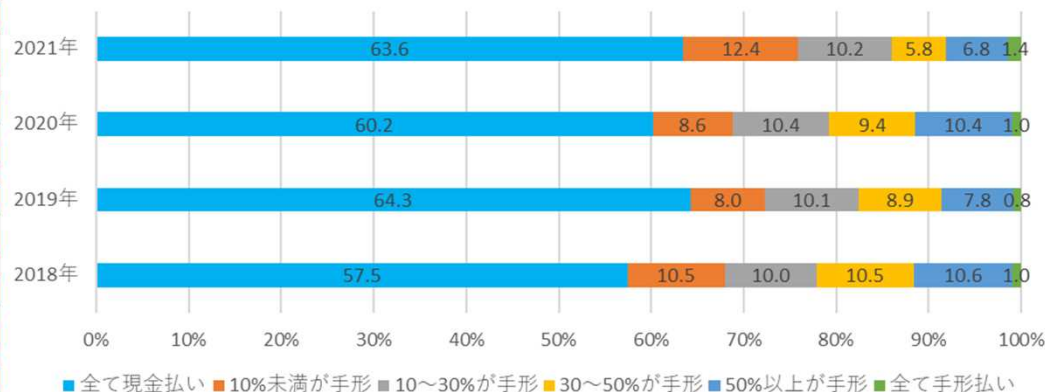
- ・発注側では6割が、受注側では4割の企業が「全て現金払い」である。
（発注側） 2020年60.2% → 2021年63.6%
（受注側） 2020年37.0% → 2021年41.0%
- ・「全て現金払い」にできない理由は、「取引先からの支払いが現金払いでないため」が、発注側の6割、受注側の7割である。
（発注側） 2020年60.1% → 2021年59.6%
（受注側） 2020年79.2% → 2021年71.8%
- ・手形サイトが発注側の立場で60日を超える割合は77.7%であり、今後の改善の取組が必要。
- ・約束手形の利用の廃止の予定がない(取引先から聞いていない)のは発注側で9.8%、受注側では40.4%。そして、具体的な取組をまだ行っていない(行われていない)のは発注側で63.6%、受注側で77.9%あるので、より一層の具体的な取組の推進が必要。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

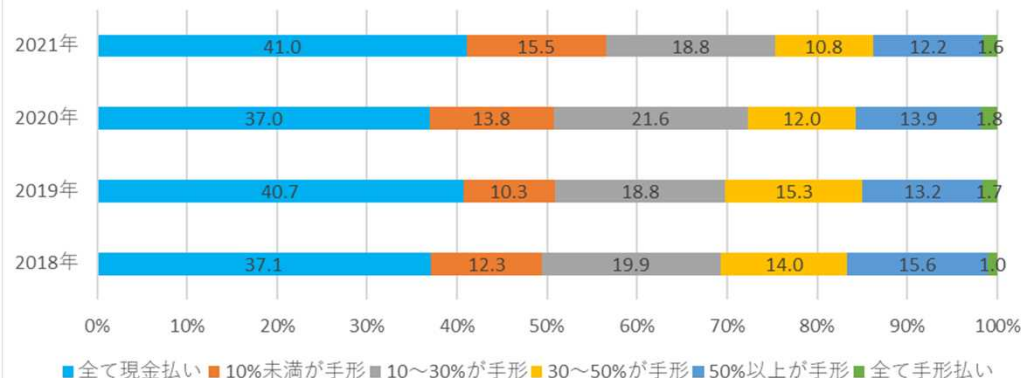
重点課題に対する取り組み③支払い条件の改善

設問31 下請代金を手形等で支払っている割合

発注側の立場

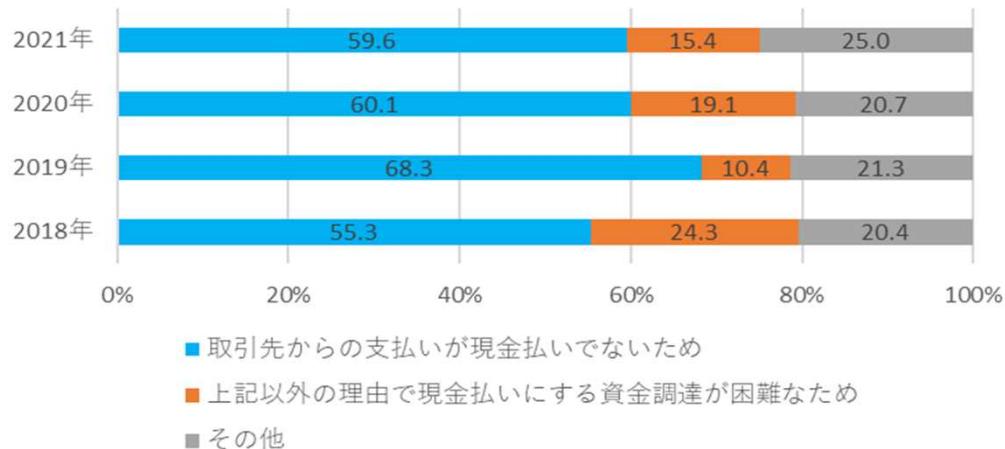


受注側の立場

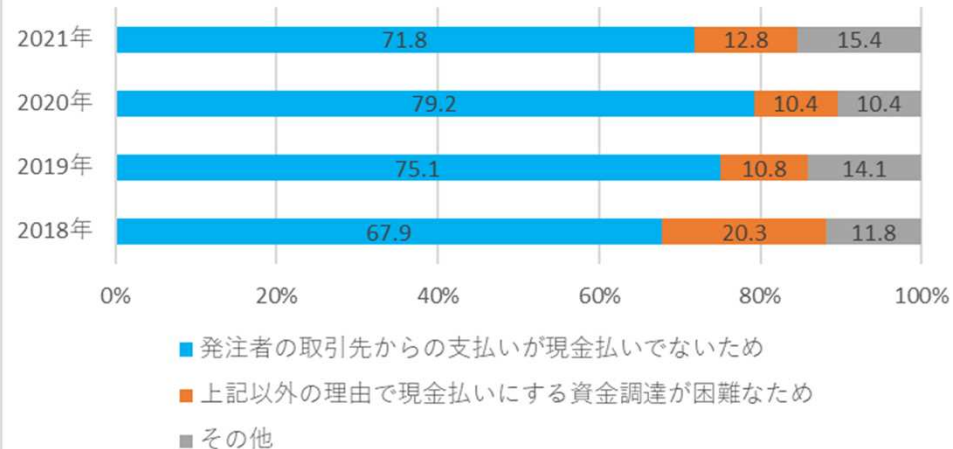


設問32 すべて現金払いに移行できない理由

発注側の立場



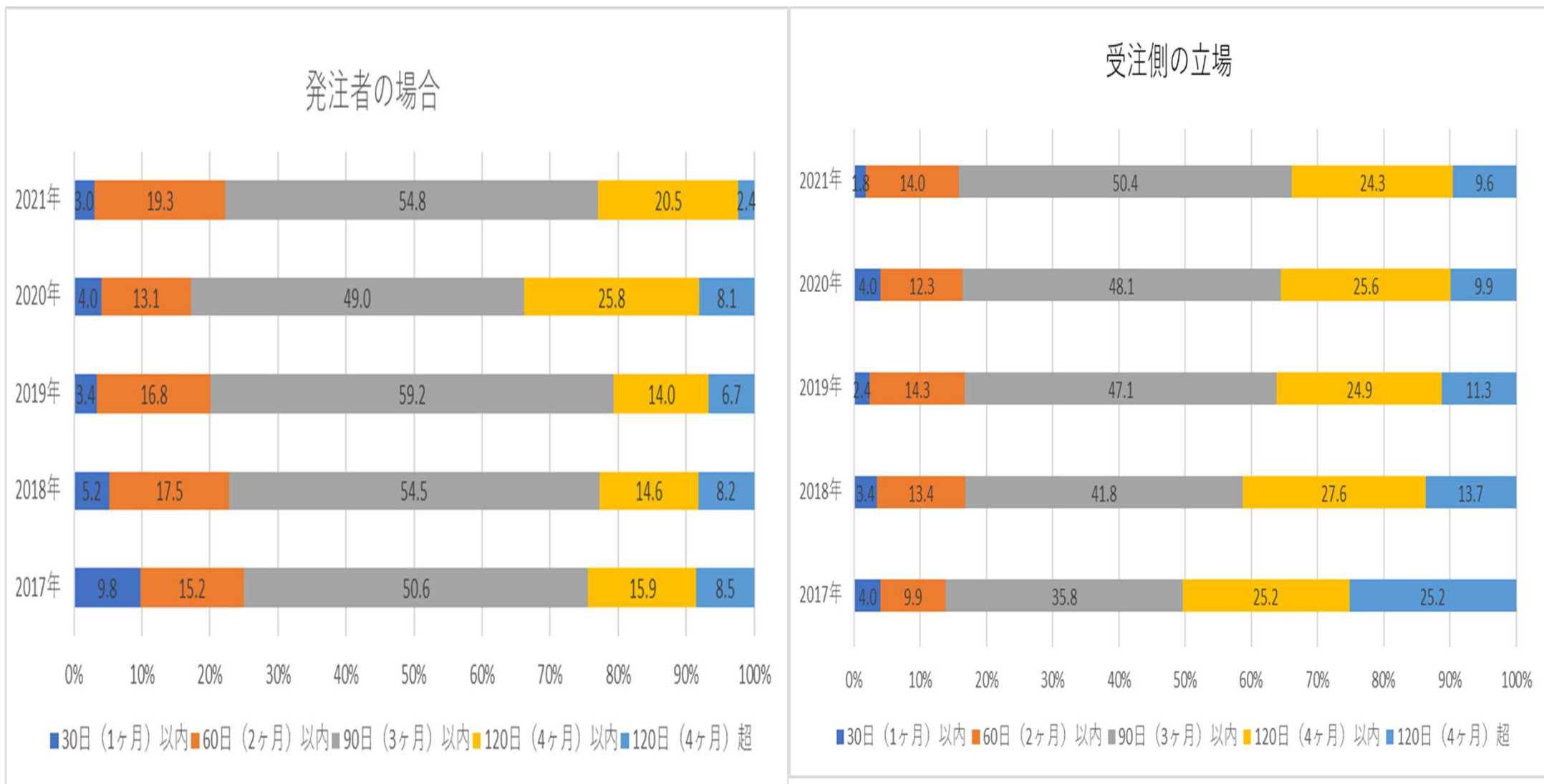
受注側の立場



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③支払い条件の改善

設問34. 下請代金の手形での支払（受取）のサイトについて



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③支払い条件の改善

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 昨年に比べると下請代金の現金払化は改善がみられた。サイトの短縮化（60日以内）はこれからの課題。サイトの短縮化の達成に向け各団体を通じて会員企業への周知徹底を図る。
- ・ 繊維業界は中小・小規模企業が多いため、約束手形の利用廃止に向けては代替手段となる電子的決済への移行がITリテラシーの不足によって進まないことが見込まれる。ITサポートの情報を提供して推進する。
- ・ 約束手形の利用廃止に向けて注意が必要となるのは、期日指定現金に移行すること。そのようなことが起きないように、各団体と協力して監視体制を継続していく。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み④知的財産・ノウハウの保護

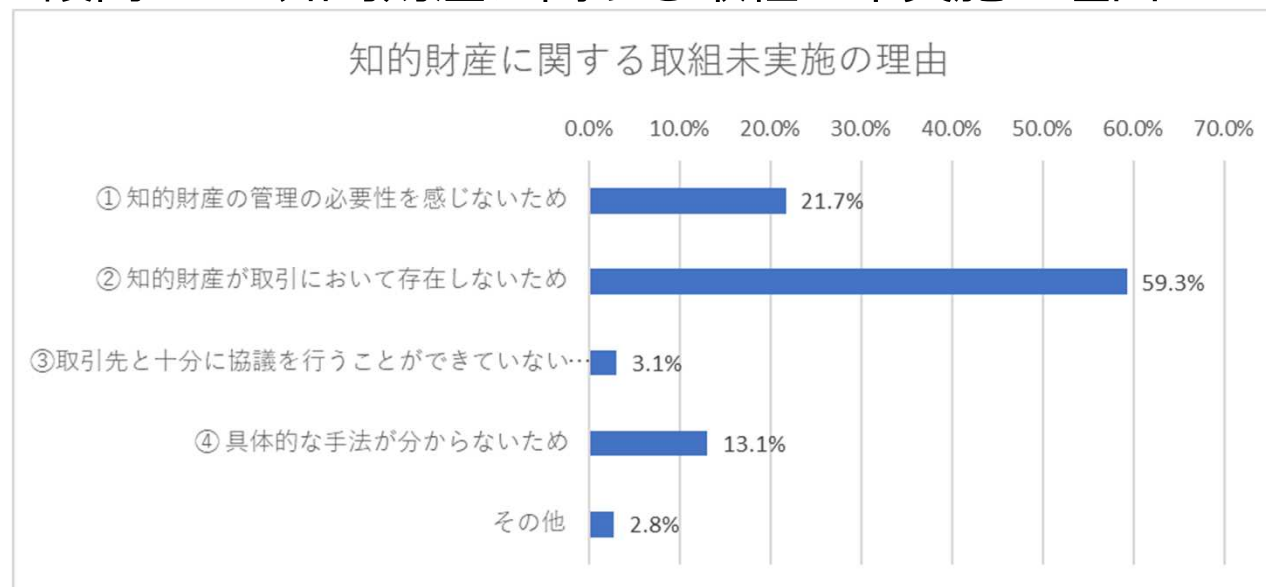
【分析結果・今後の課題】

- ・「未実施」の割合は7割、うち「知的財産が取引において存在しないため」「知的財産の管理の必要性を感じないため」で8割を占めている。

設問47. 知的財産に関する取組



設問48. 知的財産に関する取組 未実施の理由



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・業界全体としては、現在のところ、知的財産に関する取組を行う必要性は少なく、個社での対応で良いと考える。

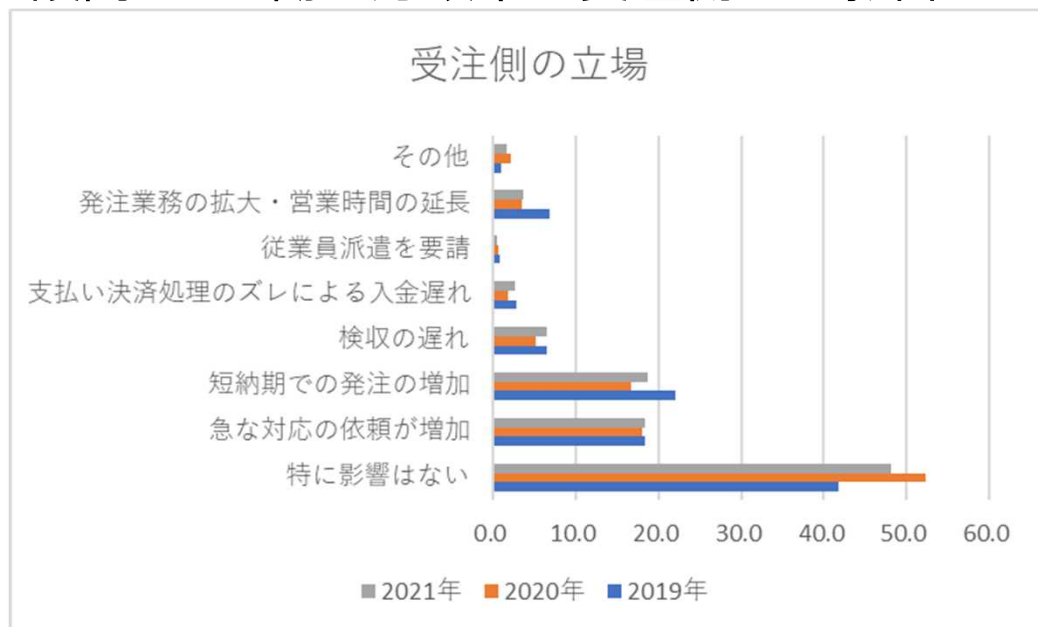
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止について

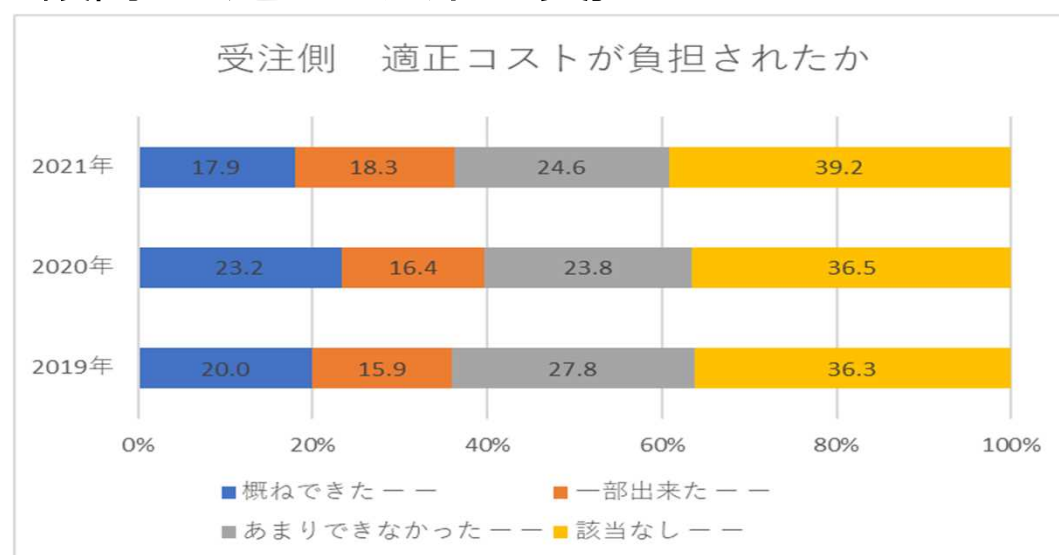
【分析結果・今後の課題】

- ・「特に影響がない」が発注側では7割、受注側では5割。受注側において「急な対応の依頼が増加」「短納期での発注の増加」の割合が増加。
- ・短納期発注、急な仕様変更が発生した際に適正コストを負担したかという設問では発注側・受注側とも「概ねした」「概ねされた」の割合が減少。

設問45. 働き方改革の受注側への影響



設問46. 適正コストが負担されたか



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み ⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止について

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 各種委員会、取引ガイドラインの説明会、自主行動計画の説明会等で働き方改革に伴うしわ寄せ防止の意識を高めるように各企業に働きかける。
- ・ 昨年に比べて働き方改革に伴う影響がでてきているが、新型コロナウイルスの影響もある考えられるので、引き続き推移を確認し、各企業に働きかける。

4. パートナースhip構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 宣言企業数：24社（2022/1/20 時点）* 社数は会員団体加盟企業
（うち、資本金 3 億円超の大企業19社）

【今後の取組・要望】

- ・ 引き続き、会員団体を通じて協力要請を続けていく。
- ・ その際宣言の意義について、中小・小規模企業にとってもメリットがある旨政府ベースでも周知をお願いしたい。

5. これまでの取組（普及活動等）

【日本繊維産業連盟】

- 繊維産業技能実習事業協議会（7月、12月）
（生活製品課と共同事務局、アウトサイダー団体を含む）
 - ・ 取引の適正化により、技能実習制度の適正な運用に結び付く認識の下、実態の調査及び取り組み等を共有
- 取引適正化推進委員会（7月、12月）
 - ・ 会員団体の実態の調査及び取り組みを共有
- 常任委員会（7月・12月）
 - ・ 繊維産業流通構造改革推進協議会より取引適正化の活動に関する報告

【繊維産業流通構造改革推進協議会】

- 取引改革委員会（7月・12月）
 - ・ 自主行動計画実施に係る各団体の取組の課題の共有
 - ・ 12月の委員会では自主行動計画フォローアップ調査の結果報告
- 「取引ガイドライン」に基づく「聴き取り調査」を会員企業を含め80社で実施（5月～11月、今回16回目）

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・ 課題共有と適正取引の推進のため、取引適正化推進委員会を引き続き開催していく。
- ・ 取引適正化に向けて、さらなる調査や取組を実施する。
- ・ 取引ガイドラインの普及と自主行動計画の周知徹底のために説明会開催する。
- ・ 聴き取り調査を継続的に実施する。

※アンケート項目増に関する指摘について

- ・ 回を追うごとにアンケート項目が増加しており、アンケート項目を減らしてほしいとの要望が中小企業のみならず、上場企業からも出る状況であり、回収率、回答数の減少の一因となっている。
- ・ 回収率、回答数をある程度犠牲にしても、新しい政策二ーズへの対応と旧来からの調査項目の進捗の両方に対応する必要性は理解できるが、回収率、回答数が多い方が望ましく、そのためには、調査結果が政策にどのように反映されているのかを回答企業に対し明確かつ丁寧に伝えることが必要だと思料する。